

(案)

委 託 契 約 書

石狩湾新港管理組合（以下「甲」という。）と
次のとおり契約する。

（以下「乙」という。）とは、業務の委託について

（委託業務）

第1条 甲は、石狩湾新港港湾警備業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（処理の方法）

第2条 乙は、別紙石狩湾新港港湾警備業務処理要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2 前項の要領に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 警備委託の単価は、別表1に記載のとおりとする。

2 甲は、業務に対する委託料として、それぞれの警備委託の単価に月毎の警備時間の合計（1時間未満の端数が生じた場合は30分以上は1時間とし、30分未満はこれを切り捨てる。）を乗じた額の合計額に当該額の100分の8に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を乙に支払うものとする。

3 乙は、第13条第2項の確認を受けたときは、業務の処理実績に相当する範囲内で委託料の請求をするものとする。

4 甲は、前項による適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなくてはならない。

5 甲は、その責めに帰すべき理由により委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

6 委託料の支払場所は石狩湾新港管理組合会計管理者の勤務の場所とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（業務担当員）

第8条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者等）

第9条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく、甲に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

2 乙は、委託業務の処理のため、次の各号に定める要件を具備した警備員を配置するものとする。

(1) 心身に著しい欠陥を有せず、警備業務を行う能力を有する者であること。

(2) 身元が確実で、素行が正しい者であること。

(3) 責任感を有し、かつ公共施設の品位を損なうおそれのない者であること。

3 乙は、乙の発行する身分証明書を常時携帯させなければならない。

4 乙は、委託業務に従事する警備員に関する諸法令上の一切の責任を負うものとする。

（業務処理責任者等の変更請求等）

第10条 甲は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対しその変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

（施設の使用等）

第11条 甲は、乙が委託業務を処理するために要する施設を指定し、及び当該施設に備える別表2に掲げる備品を乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、指定された施設及び貸与を受けた備品（以下「貸与品等」という。）の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、受領書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、貸与品等について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 乙は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに、指定された施設を原状に回復し、明け渡さなければならない。

5 乙は、貸与を受けた備品が不用となったときは、速やかに、甲に返還しなければならない。

6 乙の故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、乙は、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

7 委託業務を処理するための電気代及び暖房費は、甲の負担とする。

8 委託業務の処理に必要な器具及び消耗品は、乙の負担とする。

(案)

(報告義務)

第12条 乙は、毎日10時までに前日の警備に関し、甲の指定する書式により甲又は業務担当員に報告しなければならない。

2 乙は、次の各号に掲げる事実の生じたときは、直ちに、甲又は業務担当員と協議しなければならない。

- (1) 要領で定める方法以外の方法により、委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理につき、重大な事故が発生したとき。

3 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要する場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(実績報告)

第13条 乙は、毎月業務が完了したときは、速やかに当該業務の処理状況を記載した実績報告書を、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により提出された実績報告書をその提出を受けた日から10日以内に業務の履行を確認するものとする。

(調査等)

第14条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。
- (3) 正当な理由なしに警備員の変更請求に応じないとき。
- (4) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

第15条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第17条の2において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第17条の2において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2) 乙が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第17条の2において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起さ

(案)

れなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札又は石狩湾新港管理組合財務規則(昭和53年規則第7号)第112条の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。)

(6) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

第16条 乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、甲に通知しなければならない。

第17条 第15条第2項又は前条の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

4 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第17条の2 乙は、この契約に関して、第15条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときはこの限りではない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとし、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第18条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(秘密の保持)

第19条 乙は委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 石狩湾新港管理組合
管理者 高橋 はるみ

乙

(案)

別表1 (契約書第4条関係)

種別		単位	1hあたり単価(円)
花畔ゲート出入管理	5:00~22:00	時間	
	22:00~5:00	時間	
樽川ゲート出入管理	5:00~22:00	時間	
	22:00~5:00	時間	
東木材ゲート出入管理	5:00~22:00	時間	
	22:00~5:00	時間	
東2号ゲート出入管理	5:00~22:00	時間	
	22:00~5:00	時間	
西ゲート出入管理	5:00~22:00	時間	
	22:00~5:00	時間	
巡回業務(花畔・樽川・東・西ふ頭)	5:00~22:00	時間	
	22:00~5:00	時間	

別表2 (契約書第11条関係)

施設名	箇所	名称	個数等	備考
立哨小屋	5	照明設備	各一式	
		暖房設備	各一式	
		無線機	各1台	
		机	各1台	
		イス	各1脚	
		ハンドマイク	各1個	
		点検用鏡	各1個	
		車止め	各4台	
		セーフティーコーン	各5本	
		各ゲート開閉用鍵	各1本	
(指定された施設以外に係る貸与する備品)	1	無線機	1台	
		タブレット	1台	充電時は一時的に返却する